
広告物に関する建築基準法令の留意点について

令和7年8月18日に大阪府中央区宗右衛門町で発生したビル火災は、様々に考えられる事故原因の一つとして、建築物の外壁に設置された屋外広告物（高さ3m超）が建築基準法第64条の規定に適合せず、不燃材料ではないものが設置されていたことで、急速な延焼拡大があったと指摘されています。

広告物の設置に際しては、次のことに留意をお願いします。

- 広告物のうち、高さが4mを超える広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。
- 防火地域内で、建築物の屋上に設置する広告物又は高さが3mを超える広告物を設置する場合は、広告物の主要な部分を「不燃材料」で造るか覆う必要があります。
※「不燃材料」は「防災製品」とは別の規格になります。
- 上記のほか、建築物は広告物の設置後も建築基準関係規定に適合する必要があります。例えば、広告物の設置により建築物の窓をふさぐ場合、建築物の採光や排煙、非常用出入口等に関する法適合性に疑義が生じる可能性がありますので、建築士等に相談するようにしてください。

※不燃材料の確認については、国交省 HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」により確認できます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

※設計・施工段階において、外装材の防火上の措置がとられていることについて、建材メーカーに確認をしてください。



問合せ先 | 豊橋市建築指導課 (51-2587)
